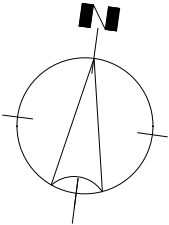


点検計画図・点検結果図

【凡例】

- ：非常用照明設置位置
- ：非常用照明作動不良箇所
- ：排煙設備(装置)設置位置
- ：排煙設備の不具合
- ：換気設備設置位置
- ：換気設備の不具合
- ：給排水設備設置位置
- ：給排水設備の不具合



凡例 ○：点検箇所

写真No.	点検項目	点検結果	写真No.	点検項目	点検結果	写真No.	調査項目	点検結果	写真No.	点検項目	点検結果	写真No.	点検項目	点検結果

注）各階平面図を添付し、点検の対象となる建築設備の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記すること。

点検項目	
番 号	凡例 ✕ ：点検対象外
○換気設備	
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）
(1)～(11)	機械換気設備
(12)～(22)	中央管理方式の空調和設備
2	換気設備を設けるべき調理室等
(1)～(9)	自然換気設備及び機械換気設備
(10)	自然換気設備
(11)～(14)	機械換気設備
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等
(1)～(9)	防火ダンパー等
4	上記以外の点検項目
○排煙設備	
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は昇降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等
(1)～(10)	排煙機
(11)～(20)	排煙口
(21)～(31)	排煙風道
(32)～(53)	特殊な構造の排煙設備
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は昇降ロビー
(1)～(2)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は昇降ロビーに設ける排煙口及び給気口
(3)～(32)	加圧防排煙設備
3	令第126条の2第1項に規定する居室等
(1)～(6)	可動防煙壁
4	予備電源
(1)～(17)	自家用発電装置
(18)～(26)	直結エンジン
5	上記以外の点検項目
○非常用の照明装置	
1	照明器具
(1)	非常用の照明器具
2	電池内蔵型の蓄電池、電源別置型の蓄電池及び自家用発電装置
(1)	予備電源
(2)～(3)	照度
(4)	分電盤
(5)	配線
3	電源別置型の蓄電池及び自家用発電装置
(1)～(4)	配線
(5)～(6)	切替回路
4	電池内蔵型の蓄電池
(1)～(2)	配電及び充電ランプ
5	電源別置型の蓄電池
(1)～(8)	蓄電池
6	自家用発電装置
(1)～(17)	自家用発電装置
7	上記以外の点検項目
○給水設備及び排水設備	
1	飲料用の配管設備及び排水設備
(1)～(11)	飲料用配管及び排水配管
2	飲料水の配管設備
(1)～(7)	飲料水の給水タンク及び貯水タンク並びに給水ポンプ
(8)～(10)	給湯設備
3	排水設備
(1)～(6)	排水槽
(7)～(11)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）
(12)～(22)	その他
4	上記以外の点検項目
施 設 名	
施設名称を記入する	